

西郷村告示第 1 2 号

令和 7 年第 1 回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

西 郷 村 長 高 橋 廣 志

記

1 . 期 日 令和 7 年 3 月 6 日

2 . 場 所 西 郷 村 議 会 議 場

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（16名）

1 番 小澤 佑太君	2 番 須藤 正樹君	3 番 山崎 昇君
4 番 鈴木 昭司君	5 番 大竹 憂子君	6 番 鈴木 修君
7 番 君島 栄一君	8 番 鈴木 武男君	9 番 河西 美次君
10 番 真船 正康君	11 番 鈴木 勝久君	12 番 藤田 節夫君
13 番 上田 秀人君	14 番 大石 雪雄君	15 番 矢吹 利夫君
16 番 真船 正晃君		

・ 不応招議員（なし）

令和 7 年第 1 回西郷村議会定例会

議事日程（1 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 西郷村墓地特別会計条例を廃止する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 西郷村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 西郷村地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 西郷村家族旅行村設置及び管理に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 西郷村温泉健康センター設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 西郷村公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業令和 6・7 年度債務負担行為防災備蓄倉庫整備工事（建築本体）請負契約について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 西郷村道路線の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 西郷村道路線の一部廃止について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 指定管理者の指定について（西郷村高齢者生活支援センター） |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 指定管理者の指定について（西郷村デイサービスセンター「やすらぎの家」「ふれあいの家」） |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 令和 7 年度西郷村一般会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 令和 7 年度西郷村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 令和 7 年度西郷村介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 20 | 議案第 19 号 令和 7 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 21 | 議案第 20 号 令和 7 年度西郷村水道事業会計予算 |
| 日程第 22 | 議案第 21 号 令和 7 年度西郷村工業用水道事業会計予算 |
| 日程第 23 | 議案第 22 号 令和 7 年度西郷村下水道事業会計予算 |
| 日程第 24 | 議案第 23 号 令和 6 年度西郷村一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第 25 | 議案第 24 号 令和 6 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 26 | 議案第 25 号 令和 6 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 27 | 議案第 26 号 令和 6 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 28 | 議案第 27 号 令和 6 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 29 | 議案第 28 号 令和 6 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 3 号） |

- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 6 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 6 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告
- 日程第 3 3 例月出納検査及び定期監査結果報告

・出席議員（１５名）

１番 小澤 佑太君	３番 山崎 昇君	４番 鈴木 昭司君
５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君	７番 君島 栄一君
８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君	１０番 真船 正康君
１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君	１３番 上田 秀人君
１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君	１６番 真船 正晃君

・欠席議員（１名）

２番 須藤 正樹君

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参 事 兼 総 務 課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議会事務局 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を始めます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 本日の日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

2番、須藤正樹君から、所要のため本日の会議は欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。

続きまして、先月までの議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告書、令和6年第4回西郷村議会定例会会議録、令和7年第1回西郷村議会定例会一般質問通告表をそれぞれお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、これまでに受理いたしました請願1件及び陳情1件につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、別表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

また、郵送による要望書が1件提出されておりますので閲覧に供することといたします。閲覧を希望する方は議会事務局まで申し出るようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。

本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に7番君島栄一君、8番鈴木武男君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、3月4日に開催されました議会運営委員会において、お手元に配付いたしました日程表のとおり答申がありました。

お諮りいたします。

本定例会は、本日より3月14日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月14日までの9日間と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第2号～議案第30号）

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第3、議案第2号より日程第31、議案第30号までの議案29件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 村長の令和7年度における施策方針及び提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

本日ここに令和7年第1回西郷村議会定例会を招集し、令和7年度一般会計当初予算をはじめ、諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営の方針について所信を申し上げますとともに、主要事業及び財政運営の方針についてご説明申し上げます。

はじめに、昨年を振り返りますと、元日に能登半島地震という大きな災害が起きました。お亡くなりになられた方々に改めまして、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、今なお、避難生活を強いられている被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

昨年4月に、民間の有識者団体人口戦略会議は、全体の4割に当たる全国744市町村で、2050年度までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとして分析した「消滅可能性自治体」を公表しました。10年前の2014年には日本創生会議が公表した分析では、「消滅可能性自治体」は896市町村で152市町村が少なくなっておりますが、これは最新の人口推計で、将来の外国人の入国者が増加すると見込まれるためであります。

その中で本村は、「消滅可能性自治体」に該当しないものの、危機感をもって引き続き自然減、社会減の両面の対策へ取り組むとともに、一方で、人口減少対策は国の政策として抜本的な対策が必要であると考えておりますので、国に対し財源の確保や制度の充実等を要望してまいりたいと考えております。

さて、世界情勢に目を向けますと、ロシアがウクライナに侵攻してから既に3年が経過し、さらには、中東ガザ地区でのパレスチナ・イスラエル戦争もいまだ収束しておりません。

アメリカ大統領選挙においては、ドナルド・トランプ大統領が2期目の再選を果たし、就任から大胆な政策変更を次々に行っており、パリ協定からの離脱や関税の発動など、自国優先の保護主義的な政策を打ち出しております。今後の世界経済や各地域の政治的情勢に与える影響は大きいものと想定されます。

一方、国内においては「令和の米騒動」と言われる米の品薄状況が続き、円安の影響も相まったエネルギー価格の高騰等による物価高に賃金は追いつかず、私たちの生活や社会経済活動に幅広く大きな影響が続いております。

また、近年、全国各地において、地球温暖化による気候変動がもたらす激甚化する自然災害が発生しており、防災体制の一層の強化が喫緊の課題であると改めて認識しているところであります。

さて、本村の状況でございますが、喜ばしいニュースとしましては、2024年全国自治体経営力ランキングにおいて、全国1,741自治体の中で第3位となりました。これにより、2021年に第1位となってから4年連続で上位にランキングされ

ております。このことは、村民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご支援のもと、村の先人が築き上げてきた歴史と財産を生かしつつ、職員一丸となって、継続的に各施策に取り組んできた結果であると認識しております。これからも、社会情勢の変化を的確に捉え、村民に寄り添った施策に取り組んでまいります。

昨年、新聞やテレビで大きく報道され、村民の皆様にご心配をおかけした、村外事業者による真船地区の盛土でございますが、盛土規制法に基づく福島県による行政代執行が実施され、間もなく撤去工事が完了となります。今後も関係機関と連携し、このような事案が発生しないよう監視を強化し、村民の安全・安心の実現に取り組んでまいります。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、今年4月に村内において小児科診療所が開業します。さらなる子育て支援体制が整い、少子化対策や人口減少対策につながるものと考えております。

さらに、令和7年度は村民の皆様や村議会の皆様と一緒に議論を重ねて進めてまいりました新庁舎が完成する年度になります。本村のランドマークとして、西郷村の歴史に新たな1ページを刻み、未来に向け一步を踏み出します。

令和7年度は、本村が未来に向けて進化、発展するための挑戦、改革に取り組む重要な年となります。

令和7年度の村政運営にあたりましては、西郷村第4次総合振興計画に基づいた施策に取り組み、村の将来像である「人と自然が輝き笑顔を未来へつなぐ「さわやか高原公園都市にしごう」」の実現を目指し、村民の皆様がいつまでも幸せに住み続けることができる村をつくるため、全力で取り組んでまいります。

それでは、令和7年度の主要な施策について、西郷村総合振興計画に掲げます8つの基本目標の分野に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、基本目標1の「子ども・子育て・少子化対策」分野について申し上げます。

結婚支援につきましては、結婚を希望する男女が結婚へとつながる機会を提供する取組として、新たに県南9市町村と連携しマッチングアプリを活用した結婚支援に取り組んでまいります。

さらに、栃木県那須町と連携した婚活イベント「Nコン」を継続的に実施することに加え、福島県と合同で婚活イベント「恋サミットinにしごう」を開催し、若い世代の結婚支援を図りたいと考えております。

次に、子どもを望む方への経済的支援につきましては、昨年度から村独自の施策として実施しております不妊治療支援事業を引き続き実施し、子どもを望む夫婦の経済的負担軽減を図り、出産を希望する人が安心して産み育てられる支援に取り組んでまいります。

また、安心して子どもを産み育てられる子育て支援として、令和7年度から西郷村子育て応援クーポン事業を実施し、子育てを応援する社会的機運の醸成を図ってまいります。

さらに、待機児童の早期解消に向け、保育士等処遇改善事業により保育士の確保に努めるとともに、保育士加配支援事業や保育士等支援事業による保育サービスの運営支援、認可外保育施設利用負担軽減事業による利用者の負担軽減支援なども行いつつ、待機児童ゼロの実現を目指してまいります。

また、令和6年度から導入した医療相談アプリ「いつでもドクター」を引き続き活用し、子どもや妊婦などの体調について医師に24時間365日相談できる体制を整え、妊婦や子育て世代の不安解消に努めてまいります。

次に、基本目標2の「教育・文化・スポーツ」分野について申し上げます。

まず、少子化を見据えた村立小・中学校の在り方であります。子どもたちを取り巻く社会環境は、少子化、デジタル化、価値観の多様化など、目まぐるしく状況が変化し、教育環境に大きな影響を与えております。特に少子化は、児童・生徒の減少に拍車をかけており、村も多くの自治体同様に減少していくことが推計されているところであります。

この変化にしっかりと対応していくためには、従来の学校の在り方から大きく変化しなければならない時が来ているのではないかと考えております。

このため、西郷村学校適正化配置検討委員会の提言を踏まえ、令和7年度は、村民へのアンケート調査や児童・生徒、保護者、学校、地域住民等と教育環境の現状や少子化に伴う学校の在り方等についての意見交換などを行い、西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針の策定を進めてまいります。

未来を担う子どもたちのために、村全体と将来を見据え、子どもたちにとってより良い教育環境の実現とこれからの学校づくりに早急に取り組んでまいります。

また、中学校部活動の地域移行でございますが、令和5年度から令和7年度を改革推進期間に位置づけ、休日部活動の地域移行に向け、西郷村地域クラブ活動を実施してまいりました。令和7年度も引き続き、生徒にとって望ましい部活動の環境構築と地域で行うクラブ活動への移行に向けて取り組んでまいります。

さらに、子育て支援として、小・中学校の学校給食費の無償化や小・中学校入学祝金支給事業を引き続き実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るなど、安心して子育てができる環境整備を図ってまいります。

生涯学習につきましては、学校運営協議会（コミュニティスクール）と地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、学校と地域の連絡調整となる地域コーディネーターを配置し、学校運営への地域の多様な主体の参画を促してまいります。

また、中央公民館においては、幅広い世代が様々な講座やサークル活動などに参加できるよう、今後も講座内容の充実等に努めてまいります。

次に、基本目標3の「産業・観光・交流」分野について申し上げます。

農業振興につきましては、西郷村野菜等生産対策事業や未来に受け継ぐ持続可能な農業推進対策事業により、農業用資材や機械等購入に対し補助を引き続き実施してまいります。また、「西郷農業塾」を通し、新たな農業の担い手育成確保につなげる取組や関係機関と連携したサポート体制の充実を図り、新規就農者等へ支援の拡充を進

めてまいります。

水稻農家を支援する施策として、一昨年より実施している米消費拡大事業「子育て応援米」につきましては、農政、子育て支援対策の両面における支援として、引き続き実施してまいります。

農業基盤の整備につきましては、事業実施主体である福島県と協同し、長年の懸案事項である「明治堀水路」の改修を進めてまいります。令和7年度は測量設計を行い、令和8年度から工事に着手する計画であります。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業支援として、中小企業経営合理化資金融資の原資貸付や利子の補助などを引き続き実施するとともに、令和7年度から新たに勤労者支援融資制度を創設し、村民及び村内企業勤務者へ低利な資金を融資することにより、企業勤務者の生活の安定を図ってまいります。

次に、観光振興につきましては、2026年春に「ふくしまデスティネーション」キャンペーンの開催が決定し、令和7年度はプレDC特別企画として「にしごうワンデーマーチ」を実施します。来年の本番に向け、多くの皆様に福島県、西郷村の魅力を感じていただけるよう準備を進めてまいります。

また、観光コンテンツ造成事業により、村が有する日光国立公園の自然を滞在観光コンテンツとして活用し、国内外の観光客を呼び込み、地域の所得向上と関係人口の創出を図ってまいります。現在、観光ガイドスタッフの高齢化や後継者不足などが問題となっているため、この事業を通してツアーガイド等を育成し、新たな観光資源の掘り起こしを図ってまいります。

さらには、県外の高等学校や大学の合宿誘致の取組、合宿の里づくりを拡大し、にぎわい創出を図ってまいります。

次に、移住・定住促進につきましては、東北新幹線の駅がある強みを生かし、若者世代の流出抑止や子育て世代の経済的負担軽減、地元就職率向上につなげるため、新たに新幹線通学補助制度を創設し、若者世代の流出対策に取り組んでまいります。

また、県内では西郷村が初となる福島県と連携した「おてつたび」サービス活動者の支援や「東京にしごう会」との交流、東京都大田区商店街での西郷産野菜の販売会や村内企業との「コマ対戦」などの交流を生かして関係人口の創出を図ってまいります。

次に、基本目標4の「都市基盤整備」分野について申し上げます。

道路環境の整備につきましては、防衛省の補助事業により、昨年度に引き続き、上新田・中久保線の早期完成に向け計画的に歩道整備を進めてまいります。

また、社会資本整備交付金を活用し、上新田大平線、中山前上畑線及び上野原2号線の通学路を整備し、安全・安心な歩行空間の確保に努めてまいります。

次に、公園につきましては、都市環境の向上とともに、にぎわいの場を創出するため、上野原公園の一部を改修し、村民の皆様の憩いとやすらぎの場として整備してまいります。

次に、公共交通につきましては、AIデマンド交通の導入を検討するとともに、令

和7年度は、地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画を策定し、本村の持続可能な旅客輸送サービスの確保に資するよう取り組んでまいります。

次に、基本目標5の「保健・医療・福祉」分野について申し上げます。

村民の健康づくりにつきましては、引き続き第3次西郷村健康づくり増進計画に基づき、「にしGOココカラ元気プロジェクト」を推進し、村民一人一人の健康意識の向上や継続的な健康づくりに努めてまいります。

成人保健につきましては、がんの早期発見、早期治療に向けて、各種がん検診の実施に努めながら、「がんとの共生」において、新たにアンビュランスケア助成事業、若年がん患者在宅療養支援事業に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、できる限り住み慣れた地域での生活ができるよう地域密着型サービス施設整備を進め、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次に、高齢者の安全運転の支援として、高齢者が運転する自動車の急発進による事故防止や事故発生時の被害を軽減するため、高齢者安全運転支援装置設置事業を行い、高齢者の安全運転を支援してまいります。

さらに、加齢や免疫機能低下に伴い、80歳までにおよそ3人に1人が発症するといわれている帯状疱疹について、65歳の方を対象として、帯状疱疹ワクチン定期接種費用の一部を助成することにより、高齢者の帯状疱疹の発症や重症化を予防してまいります。

次に、令和7年度は、現在掘削しております温泉を村民の健康増進へ活用する検討をしたいと考えております。

温泉掘削につきましては、現在工事が順調に進捗しており、社会体育施設への利活用を検討しているところでございますが、併せて、村民の健康づくりへの利活用も検討するため、温泉を活用した健康づくり計画の策定に取り組んでまいります。

地域福祉につきましては、令和7年度を初年度とした西郷村地域福祉計画・西郷村地域福祉活動計画に基づき、地域共生社会の実現を図るため、西郷村社会福祉協議会や関係機関等と連携、協力し各種施策を実施してまいります。

次に、基本目標6の「環境保全」分野について申し上げます。

環境対策につきましては、西郷村環境基本計画に基づき、本村の望ましい環境像である「自然と共生し次の世代へつなぐむらにしごう」を実現するため、村、事業者、村民が一体となって、地球温暖化対策や廃棄物対策、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、新庁舎のZEB化など、公共施設の環境負荷軽減に積極的に努め、良好な環境を未来の世代に継承するため、省エネ・省資源の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図ってまいります。

廃棄物対策、持続可能な循環型社会の構築については、引き続き生ごみ処理機等購入費の補助を行い、生ごみの減量や再生利用を促進してまいります。

次に、盛土対策につきましては、引き続き、土砂等の埋立等による土壌の汚染や災

害の発生の防止に関する条例に基づき、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止し、村民の生活の安全を図ってまいります。

次に、基本目標 7 の「防犯・防災」分野について申し上げます。

防災・減災対策につきましては、村の防災拠点となる新庁舎が完成いたします。さらに、新庁舎に隣接して防災備蓄倉庫、防災公園を整備します。新庁舎については、業務継続計画に対応した通信網の複数系統化、72 時間以上継続使用できる非常用発電の確保、給排水設備の耐震性強化、貯水槽の設置、一時避難スペースを整備し、災害対策本部機能の強化を図ってまいります。

防災備蓄倉庫については、災害対策活動の初動期間に必要な非常食や防災資機材を配備し、防災公園には、防災テント、かまどベンチ、マンホールトイレを設置し、防災・減災への強化、充実を進めてまいります。

消防体制の強化につきましては、西郷村消防団大平班の消防ポンプ自動車を更新し、地域消防力の充実を図ってまいります。

また、自主防災組織においては、新規組織の結成や既存組織の充実を支援するとともに、防災訓練の指導やリーダーの育成、会員確保など、地域防災活動の促進に向けた取組を支援してまいります。

次に、交通安全対策としましては、努力義務化されたヘルメット購入費用に対する補助を新たに実施し、自転車利用者の交通事故による被害の軽減に努めてまいります。

最後に、基本目標 8 の「行財政運営」分野について申し上げます。

これまで申し上げました政策等を着実に推進していくためには、計画的かつ効果的で持続可能な行財政運営が不可欠であります。

第三者委員による外部評価と内部評価の行政評価により、各事業の目的と評価を検証し、必要に応じて見直しやスクラップ・アンド・ビルドを進め、限られた経営資源の選択と集中を図るとともに、将来に向けて責任ある安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、行政DX推進につきましては、自治体基幹システムの標準化・共通化のほか、会議等の議事録作成に係る業務の効率化を図るため、AI音声認識会議録システムの運用を進めてまいります。

さらに、新庁舎開庁に向けた、タブレットやスマートフォンアプリによる書かない窓口システムの導入や、各種証明書発行窓口の集約を図ってまいります。

また、引き続き電子決済機能を備える文書管理により、ペーパーレス化及び事務の効率化を進めてまいります。

次に、組織機構につきましては、新庁舎開庁を契機に、新たな行政課題に対し戦略的かつ効率的に対応し、村民サービスの向上に資するため、組織の機構改革に取り組んでまいります。

次に、村職員の人材育成につきましては、昨年11月に策定したコンプライアンス行動指針により、職員一人一人のコンプライアンスの意識向上や法令遵守の徹底はもとより、資質・能力の向上、村民との協働意識の醸成を図ってまいります。

また、ハラスメント防止の規定により、ハラスメントのない職場環境の整備に向け、全職員を対象にした研修を継続してまいります。併せて、職員が外部から受けるハラスメントに対しても雇用責任者として毅然とした対応をしてまいります。

協働によるむらづくりににつきましては、コミュニティー活動の活性化や地域課題の解決を図るため、引き続き人と地域のきずなづくり推進補助金により、村民活動団体が行う公益的な活動に対して助成してまいります。

また、それらのコミュニティー活動の拠点となる地区公民館等につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、今後のコミュニティー活動や地区公民館の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、広報につきましては、今年1月に開設した村公式LINEアカウントを活用し、ターゲットを絞り込んだ情報発信や利用者が希望する情報発信を行い、より効果的かつ効率的な情報発信に取り組んでまいります。

次に、当初予算の概要についてであります。

これまで述べた施策を推進していくため、令和7年度の一般会計当初予算は、前年度比19.5%増の158億5,000万円、うち除染関連事業費が5億7,689万6,000円となり、除染関連事業費を除きますと、過去最大規模の当初予算となります。

特別会計については、国民健康保険特別会計を前年度比2.1%減の17億265万6,000円、後期高齢者医療特別会計を前年度比9%増の2億2,430万4,000円、介護保険事業特別会計を前年度比2.9%増の15億3,160万7,000円とし、墓地特別会計については令和6年度で廃止いたします。

また、公営企業会計の収益的支出と資本的支出の合計については、水道事業会計を前年度比3.7%増の7億5,026万5,000円、工業用水道事業会計を前年度比6.3%減の5億5,716万9,000円、下水道事業会計を前年度比0.2%減の11億7,898万円としております。

これら全ての会計を合わせた令和7年度の予算総額は、前年度比13.5%増の217億9,490万1,000円となっております。

以上、令和7年度の村政運営の基本方針及びこれを実現するための主要な施策についてご説明させていただきました。

多くの自治体が人口減少に転じる中で、本村は増加基調が続いております。交通の利便性や企業の立地、豊かな自然、子育て支援などの取組が、多くの皆様に評価されているものと考えております。

また、財政面においては、自主財源、一般財源の要となる地方税の増収が見込まれ、令和7年度も普通交付税の交付を受けない不交付団体となることが見込まれております。

こういった現状に満足することなく、村の強みや魅力をさらに磨き上げ、進化していかなければならないと考えております。これからも、次の世代に課題を決して先送りすることなく、スピード感を持って、村民に寄り添った政策を打ち出し着実に推進

してまいる所存であります。

そして、私が掲げる３つのコンセプト、「未来へ限りなく前進する西郷村」「選ばれる西郷村」「誇れる西郷村」の実現に向けて、村民の皆様並びに議員各位に、ご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和７年度の施政方針といたします。

続きまして、本日提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

提出議案は、議案第２号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のほか、条例の一部改正６件、条例を廃止する条例３件、工事請負契約１件、村道路線の認定１件、村道路線の一部廃止１件、指定管理者の指定２件、令和７年度当初予算７件、令和６年度補正予算８件の計２９議案でございます。

議案第２号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」であります。刑法等の改正により懲役と禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第３号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。福島県人事委員会の勧告により、職員の給与について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第４号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」であります。多様化する行政需要に対応し、能率的かつ適正な公務を推進するため、フルタイム会計年度任用職員を雇用できるよう所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５号「西郷村墓地特別会計条例を廃止する条例」であります。西郷村墓地特別会計条例は、原中墓地拡張工事の適正を図るため、昭和６３年７月に設置されたものでありますが、既に当初の目的を達成しているため、この条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第６号「西郷村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」であります。こども基本法に規定するこども施策の推進を図るために、こども計画に関する事項を、子ども・子育て会議の所掌事務とすることについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第７号「西郷村地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。厚生労働省令の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置について柔軟な配置を可能とするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第８号「西郷村家族旅行村設置及び管理に関する条例を廃止する条例」及び議案第９号「西郷村温泉健康センター設置及び管理条例を廃止する条例」であります。当該施設についてその用途を廃止するため、この条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第１０号「西郷村公園条例の一部を改正する条例」であります。雪割橋周辺に整備した公園施設を雪割公園として設置するため、所要の改正をしようとする

るものであります。

次に、議案第11号「白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業令和6・7年度債務負担行為防災備蓄倉庫整備工事（建築本体）請負契約について」でありますが、議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議決を求めるものであります。

次に、議案第12号「西郷村道路線の認定について」でありますが、土地計画法の開発行為により村に帰属となった7路線を新たに村道に認定することについて議決を求めるものであります。

次に、議案第13号「西郷村道路線の一部廃止について」でありますが、道路法第10条第3項の規定により、村道路線の一部を廃止することについて議決を求めるものであります。

次に、議案第14号「指定管理者の指定について（西郷村高齢者生活支援センター）」及び議案第15号「指定管理者の指定について（西郷村デイサービスセンター「やすらぎの家」「ふれあいの家」）」でありますが、甲の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号「令和7年度西郷村一般会計予算」でありますが、令和7年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額158億5,000万円、前年度対比25億9,000万円増の予算を計上しております。除染関連事業費を除きますと、過去最大規模の当初予算となります。

先ほど、施政方針で申し上げました西郷村第4次総合振興計画に掲げる8つの基本目標に基づいた各施策の実現に向けた予算を計上しております。

次に、議案第17号から議案第22号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算につきましても、それぞれの事業目的達成のための予算を計上しております。

次に、議案第23号「令和6年度西郷村一般会計予算（第7号）」でありますが、今回の補正予算は、数次の補正を経て最終補正となりますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21億8,000万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ124億2,100万円とするものであります。

3月の補正予算につきましては、各種事業の事業費調整による減額が大半でございますが、事業目的達成のための所要の補正を行うものであります。

次に、議案第24号から議案第30号までの各特別会計補正予算並びに各企業会計補正予算につきましても、それぞれの事業の事業費調整による減額が大半でございますが、事業目的達成のための所要の補正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げました。細部につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 施政方針及び提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第２号から議案第４号に対する細部説明を求めます。
総務課長。

（総務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第５号に対する細部説明を求めます。
住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第６号に対する細部説明を求めます。
福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 細部説明の途中ではありますが、これより午前１１時２０分まで
休憩いたします。

（午前１０時５９分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前１１時２０分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き細部説明を続行いたします。
議案第７号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第８号から議案第１０号に対する細部説明を求めま
す。
産業振興課長。

（産業振興課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１１号に対する細部説明を求めます。
企画政策課長。

（企画政策課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１２号及び議案第１３号に対する細部説明を求め
ます。
建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１４号及び議案第１５号に対する細部説明を求め
ます。
健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１６号に対する細部説明を求めます。
財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１７号に対する細部説明を求めます。
住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１８号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第１９号に対する細部説明を求めます。
住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第２０から議案第２２号に対する細部説明を求めま
す。
上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ここで暫時休憩いたします。

（午後０時０９分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後０時１０分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま細部説明の途中ではありますが、これより午後１時まで
休憩いたします。

（午後０時１０分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後１時００分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き細部説明を続行いたします。
議案第２３号に対する細部説明を求めます。
財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第２４号及び議案第２５号に対する細部説明を求め
ます。
住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第２６号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第２７号に対する細部説明を求めます。

住民生活課長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第28号から議案第30号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

(上下水道課長、議案書により細部説明)

○議長（真船正晃君） 以上で細部説明が終わりました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告

○議長（真船正晃君） 次に、日程第32、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告であります。このことについて、当該組合議会の議員である15番矢吹利夫君の報告を求めます。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番、矢吹です。

白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告をさせていただきます。

令和6年第4回定例会が昨年12月24日、組合議場で開催されました。定例会議案は3議案であり、審議の結果、2議案は原案可決、1議案は原案認定されたことを報告します。

また、令和7年第1回定例会が2月21日、組合議場で開催されました。定例会議案は5議案であり、審議の結果、5議案全てが原案可決されたことを報告します。

議案の結果に関しましては、お手元に配付しましたので、ご確認ください。また、定例会資料は閲覧ができるように議会事務局に置いてありますので、ご確認をお願いします。

以上で報告を終了します。

○議長（真船正晃君） 15番、副議長矢吹利夫君からの報告が終わりました。

◎例月出納検査及び定期監査結果報告

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第33、例月出納検査及び定期監査結果報告を求めます。

西郷村監査委員、真船正康君。

○10番（真船正康君） 監査委員、10番真船正康でございます。

例月出納検査並びに定期監査の結果につきまして、ご報告いたします。

令和6年11月期から令和7年1月期までの3か月分の例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元に配付した内容となっておりますので、ここにご報告いたします。

以上、監査結果報告を終わります。

○議長（真船正晃君） 監査委員の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月10日は一般質問になっております。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時29分)

